

# 令和7年度 第1回 名寄市国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和8年3月19日(木) 午後6時30分～  
場 所 名寄市役所名寄庁舎 4F大会議室

## 会 議 次 第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 市長挨拶
4. 諮問
  - (1) 国民健康保険税賦課限度額の引上げについて
  - (2) 国民健康保険軽減判定所得の引上げについて
  - (3) 子ども・子育て支援納付金分の課税について
5. 議事録署名委員の指名について
6. 議事
  - 報告事項
    - (1) 令和6年度国民健康保険特別会計決算について
    - (2) 令和8年度国民健康保険特別会計当初予算について
  - 審議事項
    - (1) 諮問事項について
7. その他
8. 閉会

## 名寄市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期：令和6年5月1日～令和9年4月30日  
(敬称略)

No.	役職名	氏名	ふりがな	現職	代表区分	備考
1	会長	栗原 智博	くりはら ともひろ	昭和産業株式会社	公益代表	8期目 (平成20年5月1日～)
2	副会長	得能 あけみ	とくのう あけみ		公益代表	3期目 (平成30年5月1日～)
3	委員	鷺見 悦朗	わしみ よしあき	農業	公益代表	1期目 (令和6年5月1日～)
4	委員	中島 純一	なかじま じゅんいち	ミナミマチ歯科	保険医又は 保険薬剤師代表	11期目 (平成13年5月23日～)
5	委員	深井 康邦	ふかい やすくに	名寄調剤薬局	保険医又は 保険薬剤師代表	9期目 (平成19年4月18日～)
6	委員	井上 玲	いのうえ りょう	なよろ眼科	保険医又は 保険薬剤師代表	1期目 (令和6年5月1日～)
7	委員	清水 和彦	しみず かずひこ	農業	被保険者代表	4期目 (平成28年5月1日～)
8	委員	遠藤 貴広	えんどう たかひろ	農業	被保険者代表	3期目 (平成30年5月1日～)
9	委員	佐藤 洋	さとう ひろし	農業	被保険者代表	3期目 (平成30年5月1日～)

### <関係法令>

#### 【名寄市国民健康保険条例】 (抜粋)

##### 第2章 名寄市国民健康保険運営協議会

(名称)

第3条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により名寄市に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、名寄市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)とする。

(協議会の委員の定数及び任期)

第4条 協議会の委員の定数及び任期は、次に定めるところによる。

- (1) 一般被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人

2 前項各号の委員の任期は3年間とし、任期途中で委員に変更があった場合の任期は、前委員が委嘱された期間の残任期間とする。

#### 名寄市国民健康保険条例施行規則】 (抜粋)

##### 第2章 名寄市国民健康保険運営協議会

(会長及び副会長)

第3条 名寄市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に会長、副会長各1人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 協議会は、必要の都度会長がこれを招集する。

(定足数)

第5条 協議会は、委員の半数以上が出席し、かつ、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員のうち各1人以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。ただし、会長において出席を催告しても、なお、その定足数に達しないとき、又は定足数に達してもその後において達しなくなったときは、この限りでない。

(議決)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

報告事項

(2) 令和6年度国民健康保険特別会計決算について

単位：千円

款		補正後予算額	R6決算額	前年度決算額	前年差額
歳入	①国民健康保険税	515,493	<b>518,427</b>	523,952	▲ 5,525
	②国庫支出金	65	<b>65</b>	112	▲ 47
	③道支出金	1,867,742	<b>1,762,263</b>	1,813,440	▲ 51,177
	④財産収入	15	<b>15</b>	1	14
	⑤繰入金	235,285	<b>229,128</b>	317,230	▲ 88,102
	(内)基盤安定繰入金	156,088	<b>156,086</b>	153,298	2,788
	(内)一般会計繰入金	79,196	<b>73,042</b>	104,723	▲ 31,681
	(内)基金繰入金	1	<b>0</b>	59,209	▲ 59,209
	⑥繰越金	20,639	<b>20,638</b>	6,678	13,960
	⑦諸収入	419	<b>243</b>	410	▲ 167
歳入合計		2,639,658	<b>2,530,779</b>	<b>2,661,823</b>	<b>▲ 131,044</b>
歳出	①総務費	61,109	<b>56,668</b>	54,289	2,379
	②保険給付費	1,796,869	<b>1,690,928</b>	1,735,583	▲ 44,655
	③国保事業費納付金	724,686	<b>724,686</b>	797,200	▲ 72,514
	④保険事業費	41,798	<b>33,975</b>	35,615	▲ 1,640
	⑤基金積立金	16	<b>15</b>	10,001	▲ 9,986
	⑥公債費	800	<b>628</b>	90	538
	⑦諸支出金	14,380	<b>13,870</b>	8,407	5,463
	歳出合計		2,639,658	<b>2,520,770</b>	2,641,185
収支差引額（繰越額）		0	<b>10,009</b>	20,638	

◆ 形式収支（歳入－歳出）

(25,304,779千円－25,204,770千円) = 10,009千円 ※令和7年度へ繰越

◆ 実質単年度収支（形式収支－前年度繰越金）＋基金積立金－基金繰入金

(10,009千円－20,638千円) + 15千円－0千円 = ▲10,614千円

報告事項

(2) 令和8年度国民健康保険特別会計当初予算について

単位：千円

款		R 7 予算額	R 8 予算額	前年比	備考
歳入	①国民健康保険税	515,257	<b>486,205</b>	▲ 29,052	※子ども・子育て支援分未計上
	②国庫支出金	0	<b>0</b>	0	
	③道支出金	1,799,198	<b>1,707,230</b>	▲ 91,968	
	④財産収入	27	<b>36</b>	9	
	⑤繰入金	235,913	<b>232,335</b>	▲ 3,578	
	(内)基盤安定繰入金	156,087	<b>151,571</b>		
	(内)一般会計繰入金	79,825	<b>80,763</b>	938	
	(内)基金繰入金	1	<b>1</b>	0	
	⑥繰越金	5,813	<b>1</b>	▲ 5,812	
	⑦諸収入	2,606	<b>2,606</b>	0	
歳入合計		2,558,814	<b>2,428,413</b>	▲ 130,401	
歳出	①総務費	61,385	<b>67,793</b>	6,408	人件費・ガバの使用料増
	②保険給付費	1,725,559	<b>1,644,045</b>	▲ 81,514	
	③国保事業費納付金	715,024	<b>661,289</b>	▲ 53,735	※子ども・子育て支援金分未計上
	④保険事業費	46,571	<b>45,419</b>	▲ 1,152	
	⑤基金積立金	28	<b>37</b>	9	
	⑥公債費	1,480	<b>1,000</b>	▲ 480	
	⑦諸支出金	8,767	<b>8,830</b>	63	
	歳出合計		2,558,814	<b>2,428,413</b>	▲ 130,401

◆ 世帯数・被保険者数の推移

区分	R 7 年2月末	R 8 年2月末	差	伸び率%
世帯数	2,808世帯	<b>2,695世帯</b>	▲ 113世帯	▲ 4.0
被保険者数	4,094人	<b>3,882人</b>	▲ 212人	▲ 5.2

★ 基金の状況

単位：千円

区分	R 7 年 5 月末	R 8 取崩し	R 8 積立て	R 8 年 5 月末見込
国民健康保険支払準備金基金	16,011	1	37	<b>16,047</b>

## 審議事項（１）諮問事項について

- ①国民健康保険税賦課限度額の引上げについて
- ②国民健康保険税軽減判定所得の引上げについて

### ア) 改正の趣旨

「令和８年度税制改正の大綱」（令和７年１２月２６日閣議決定）において、国民健康保険税について、中間所得層の負担軽減を図るため課税限度額の見直しに加え、物価上昇に伴う年金収入増などにより、これまで軽減を受けていた被保険者が軽減対象から外れないよう、低所得者に係る軽減判定所得の見直しが示されました。

なお、令和８年度から開始となる子ども・子育て支援納付金分については、国において法定賦課限度額が新たに設けられたため、同額を賦課限度額としています。

今後、令和８年３月末までに地方税法施行令の改正が見込まれていますので、名寄市においても、上記の観点に基づき、国が定める法定基準に沿って名寄市国民健康保険税条例の改正を行うものです。

### イ) 改正の主な内容について

#### ①課税限度額の引上げ

課税限度額とは、一世帯に課税される限度の金額（年間）のこと

区分	改正前	改正後	増加額
基礎賦課分（医療分）	66万円	67万円	1万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円	変更なし
介護納付金分	17万円	17万円	変更なし
子ども・子育て支援金分	（新設）	3万円	3万円
合計	109万円	113万円	4万円

#### <限度額の推移>

年度	基礎賦課分	後期高齢者支援金等	介護納付金	子ども・子育て支援金	合計
H30	58万円	19万円	16万円	—	93万円
H31	61万円	19万円	16万円	—	96万円
R2.3	63万円	19万円	17万円	—	99万円
R4	65万円	20万円	17万円	—	102万円
R5	65万円	22万円	17万円	—	104万円
R6	65万円	24万円	17万円	—	106万円
R7	66万円	26万円	17万円	—	109万円
R8	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円

## ②軽減判定所得の引上げ

軽減措置とは、所得に応じて国民健康保険税の均等割（一人当り課税）及び平等割（一世帯当り課税）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度

軽減種別	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	43万円 +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	改正前	43万円+30.5万円×国保加入者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
	改正後	43万円+ <u>31万円</u> ×国保加入者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	改正前	43万円+56万円×国保加入者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
	改正後	43万円+ <u>57万円</u> ×国保加入者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）以下

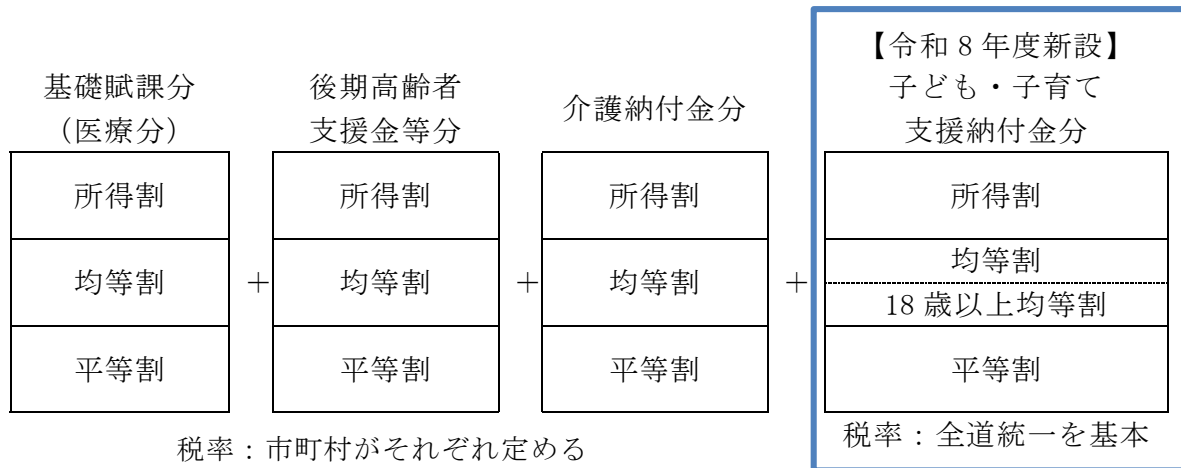
※名寄市国保国民健康保険税条例の改正について

地方税法施行令改正後の議会開会時に提案し、令和8年4月1日から施行予定

### ③子ども・子育て支援納付金分の課税について

国は、子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）に基づく、年3.6兆円規模の子ども・子育て政策拡充を支える新たな財政基盤の確保策として、令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等を改正し、医療保険の保険料と合わせて拠出する子ども・子育て支援金制度が令和8年に創設されることとなりました。

これにより令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付することとなります。（令和10年度までの間に段階的な引き上げが予定されています）



国民健康保険税は、従来の「医療分」、「後期高齢者支援金等分」、「介護納付金分」の3区分から構成されていますが、令和8年度からは「子ども・子育て支援納付金分」が追加され、4区分で賦課される仕組みとなります。

令和8年1月15日付けで北海道から子ども・子育て支援納付金分の国民健康保健事業納付金の額及び標準保険税率が示されましたが、北海道では令和12年度までに保険税率水準の全道統一化をめざしていることから、子ども・子育て支援納付金分の保険税率については北海道で統一することを基本とする旨の方針が示されています。

※子ども・子育て支援納付金分の均等割額は18歳まで全額軽減されます。

その軽減分は、公費による低所得者軽減等を控除した残額を18歳以上の被保険者に賦課する仕組みとなり、「均等割」とは別に「18歳以上均等割」が設けられます。

令和8年度 子ども・子育て支援納付金分保険税率		事業費納付金（道本算定）
所得割	0.29%	14,256,936円
均等割	1,000円	
18歳以上均等割	100円	
平等割	1,000円	
賦課限度額	30,000円	